

日進市環境基本計画協議会設置要綱

平成13年9月28日

要綱 第41号

(目的及び設置)

第1条 日進市環境基本計画を策定するにあたり、にっしん市民環境ネットが策定する市民プランを尊重し、本市における総合的かつ体系的な環境の保全及び創造に関する施策の実効的な推進並びに環境を通したより望ましいまちづくりを進め、また、広く各界各層の意見を聴き、本市の環境施策に反映させるため、日進市環境基本計画協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事務について研究し、協議を行うものとする。

- (1) 環境基本計画の市民プラン策定に関し専門的、実践的見地から情報提供、相談及び助言をすること。
- (2) 環境の保全と創造及び環境まちづくり関係施策に関し、環境まちづくり推進会議に情報提供、相談及び助言をすること。
- (3) 環境の保全と創造及び環境まちづくり施策に関する連絡調整に関すること。
- (4) その他環境基本計画策定に必要な事務に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、協議会委員(以下「委員」という。)12名をもって組織し、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 環境関係団体代表者
- (3) 商工業関係者
- (4) 農業従事者
- (5) ISO14001取得企業

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合、補充によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を各1人置く。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代理する。

4 会長及び副会長は委員の互選とし、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数以上の出席者がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局を産業環境部水と緑の課及び環境課に置き、委員を補佐する。

(庶務)

第7条 協議会に関する主たる庶務は、産業環境部水と緑の課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成13年9月28日から施行する。